

2026年2月20日

各位

会社名 株式会社ベクターホールディングス
代表者 代表取締役社長 岩井 美和子
(コード番号：2656)
問合せ先 取締役 吉田 修
(TEL 03-6304-5207)

第三者割当による新株式及び第14回新株予約権の発行並びに
第三者割当契約締結に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日（以下、「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第14回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」又は「本第三者割当」といいます。）並びに本新株予約権の割当予定先との第三者割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の締結について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

【新株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	2026年3月9日
(2) 発行新株式数	普通株式 2,633,300株
(3) 発行価額	1株につき132円
(4) 調達資金の額	347,595,600円（差引手取概算額 322,595,600円） 差引手取概算額は、本新株式の払込金額の総額から、本新株式にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(5) 資本組入額	1株につき66円
(6) 資本組入額の総額	173,797,800円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 中村哲也（以下、「中村氏」といいます。） 2,633,300株
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を別紙1に添付しております。

【第14回新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2026年3月9日
---------	-----------

(2) 新株予約権の数	236,997 個
(3) 発行価額	総額 17,537,778 円 (新株予約権 1 個につき 74 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	23,699,700 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 調達資金の額	3,477,693,978 円 (差引手取概算額 3,449,693,978 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 17,537,778 円 新株予約権行使による調達額 : 3,460,156,200 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額 (発行価額) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	1 株あたり 146 円 (固定)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 Cantor Fitzgerald Europe (以下、「CFE」といいます。) 236,997 個 (潜在株式数 23,699,700 株)
(8) その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付のいわゆる MS ワラントや MSCB とは異なるものであります。 ② 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日 (以下、「取得日」といいます。) を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対し、書面による通知を当該取得日の 1 か月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ④ 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本割当契約を締結する予定です。その主な内容のうち本新株予約権に係るものは以下のとおりです。 ・買戻条項 当社は、行使期間最終日において、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得します。 ・株式条件付ロックアップ条項 (a)割当予定先は、当社の事前の書面による承諾を受けることな

	<p>く、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場で売却できないものとします。(b)割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、本新株予約権者又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却するものとします。</p> <p>・ロックアップ</p> <p>(c)当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日までの期間、銀行借入を除く資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、割当予定先による事前の書面による承諾を要するものとします。(d)但し、当社が、戦略的投資家との資本提携、事業提携又は業務提携等（以下、「戦略的提携」といいます。）に関連して行う協議、交渉又は合意、若しくは公表については、(c)の制限は受けないものとします。(e)当社は、当該戦略的提携に関する協議又は交渉を開始する場合、若しくは当該戦略的提携に関する公表を行おうとする場合には、当該戦略的提携の相手方及び概要を、合理的な範囲で速やかに割当予定先に通知するものとします。</p> <p>⑤ その他</p> <p>前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を別紙2に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達の目的及び理由】

わが国の経済は、雇用・所得環境が改善等を背景に、インバウンド需要や個人消費等の回復の動きが見られました。一方で、為替の変動や海外紛争、米国の通商政策による景気の下振れリスクや物価上昇等も見られ、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の下、当社は、主力事業である ICT 事業に経営資源を集中し注力することとし、2025年5月30日付「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、その新株式及び第12回新株予約権の発行により得た調達資金を活用して、当社の電子契約サービス「ベクターサイン」及び PayPay ポイントのポイントモール「QuickPoint」の各サービスにおける契約社数及び会員数の拡大、ダウンロードによるソフトウェア販売の各種セールによる販売の強化を実施して参りました。また、新たな取組みとして、先進的な AI 演算に対応可能な高性能サーバーを導入し、サーバーを自社で資産として保有しつつ、高度なノウハウを持つパートナー企業との協業による運用・管理を行い、設備投資と外部環境を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制という拡張性の高い事業モデルを実現することを目的として「AI インフラ事業」に本格的に参入する準備を進めて参りました。なお、当該新株式による調達資金につきましては、広告費及び販売促進費 11 百万円、高性能サーバーの購入資金 132 百万円、借入金の返済資金 100 百万円、

運転資金 123 百万円、AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金 104 百万円として活用しております。また、当該第 12 回新株予約権につきましては、37,600 個 (3,760,000 株) のうち 20,441 個 (2,044,100 株) が行使され、払込金 271 百万円のうち、一部を AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金として活用しております。

しかしながら、「ベクターサイン」及び「QuickPoint」の広告費及び販売促進費等、各々費用対効果を検証するために当初の予定より拠出額を抑えたことから、想定した売上及び利益が計画通りに進まなかったこと、及び「AI インフラ事業」の一つである高性能サーバーのレンタル事業におけるサービス開始について、十分なサーバーのテスト期間を設ける必要があることから、サービス開始時期を来期以降 (2026 年 4 月からのサービス開始を目途) とすることが望ましいと判断したこともあり、2026 年 3 月期中間期の業績では、売上高 46 百万円 (前中間期比 16.4%減)、営業損失 272 百万円 (前中間期は 334 百万円の営業損失)、経常損失 305 百万円 (前中間期は 333 百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失 301 百万円 (前中間期は 331 百万円の中間純損失)、また、2026 年 3 月期第 3 四半期の業績においても、売上高 69 百万円 (前第 3 四半期比 38.5%減)、営業損失 422 百万円 (前第 3 四半期は 443 百万円の営業損失)、経常損失 452 百万円 (前第 3 四半期は 437 百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失 448 百万円 (前第 3 四半期は 436 百万円の四半期純損失) を計上する等、未だ継続的かつ十分な安定収益を確保するまでには至っていないことから、現在、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、会社の経営基盤は厳しい状況が続いております。

そこで、上述のような現状の下、当社の収益の回復・向上を図るためには、ICT 事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金の確保が喫緊の課題です。

当社といたしましては、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状を鑑みると、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当該必要資金の引受先として、投資会社及び投資家等を模索して参りました。

今回、当社の経営方針にご理解ご賛同頂ける引受先となる割当予定先の目途が立ったため、上記必要資金を確保することを目的として、本資金調達の実施を決定いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

前述のとおり、当社としましては、ICT 事業におけるビジネスモデルの再構築による新たな収益基盤の確保は急務であるものの、未だ安定的な収益構造の構築までには至っておらず、当社の財務状況も脆弱と言わざるを得ません。この状況を打開するための事業展開に必要な資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、中でも、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。

(A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益基盤を確立するに至っておらず、現在、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況から、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模（時価総額等）及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(C) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングには、コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結するもの）とノンコミットメント型ライツ・オフアリング（コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの）があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフアリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

(D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当による全量新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合と比較してより大きいといえます。そのため、第三者割当による全量新株式の発行は断念し、新株予約権を組み合わせた資金調達を行うこととしました。

(G) 第三者割当による全量新株予約権の発行

第三者割当による全量新株予約権の発行は、権利行使に応じて段階的に希薄化が生じるため、新株式の発行の場合と比べて株主の皆様や株式市場に対する影響を軽減できるというメリットがあるものの、当社の株価の推移等によっては行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(H) MS ワラント又は MSCB

株価に連動して行使（転換）価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）や転換社債型新

株予約権付社債（いわゆる MSCB）は、将来的な市場株価の変動によって行使（転換）価額が修正されるところ、行使（転換）価額の下方修正がなされた場合には、MS ワラントにおいては当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があること、MSCB においては株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがあることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(I) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）

本資金調達方法は、以下（本資金調達方法のデメリット）のとおり、新株予約権部分については行使が進まない可能性があるものの、新株式の発行部分については、株式価値の希薄化が生じるものの当面の必要資金を確実に調達することが可能であり、全量を新株式の発行による場合と比較して希薄化の影響を抑えつつ、当面の資金需要に対応して当社の財務基盤を安定させ、企業価値を向上させるための事業展開を行うことができること、本新株予約権の発行は、以下（本資金調達方法のメリット）①のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮したものであるとともに、以下（本資金調達方法のメリット）②のとおり資金調達の柔軟性を持たせた設計となっていることから、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることにより、当社の資金需要と株式の希薄化の双方に配慮したスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。

（本資金調達方法のメリット）

① 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

② 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

（本資金調達方法のデメリット）

① 新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず、当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

② 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、23,699,700 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する金額の総額	3,825,289,578 円
内訳 (本新株式) 金銭による払込額	347,595,600 円
(本新株予約権の発行による調達額)	17,537,778 円

(本新株予約権の行使による調達額)	3,460,156,200 円
発行諸費用の概算額	53,000,000 円
差引手取概算額	3,772,289,578 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本資金調達に関わる当社の事業アドバイザーである株式会社 INSURE TECH INDUSTRIES (所在地：東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 1 号、代表者：水野誠一、以下、「ITI 社」といいます。) に対するアドバイザー費用 17 百万円 (本新株予約権評価額に対して一定率)、新株予約権評価算定費用 1 百万円、登記関連費用 27 百万円、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、外部調査費用、株式事務手数料等その他諸費用として 8 百万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料、アドバイザー費用は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(本新株により調達する資金の使途)

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①AI インフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金	322 百万円	2026 年 4 月～2028 年 3 月
合計	322 百万円	

(本新株予約権の行使により調達する資金の使途)

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
②高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK 等費用	3,450 百万円	2026 年 4 月～2029 年 3 月
合計	3,450 百万円	

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

(3) 当社の事業の状況

当社の事業領域であるソフトウェア業界及び情報サービス産業においては、国内労働力人口の減少等に伴うビジネス環境の変化や不確実性への対応を目的として、企業・行政の DX に対する意欲が高まっていることから IT 投資は引き続き増加傾向にあり、特に AI 技術は、社会インフラとしての重要性が増し、あらゆる領域への浸透が進んでおります。

このような環境の下、当社は「インターネットを通じて多くの人々の生活をより便利に、より楽しく

するサービスの創造」という理念のもと、2025年5月30日付「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」及び2025年10月24日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を行いました。当該調達資金を活用し、ICT事業において先進的なAI演算に対応可能な高性能サーバーの導入を進めており、現在、AIインフラ事業の本格稼働に向けた運用・保守体制の構築及びシステム環境の整備を鋭意進めております。

AIインフラ事業は、これからのICT社会の基盤を支える事業であり、当社の社会的役割を果たすとともに、中長期的な企業価値向上を牽引する最重要事業と位置づけております。高性能サーバーの導入は、インフラ事業の立ち上げのみならず、祖業であるソフトウェアダウンロード販売事業等の既存事業においても、AI技術や関連コンテンツを活用したビジネスモデルの再構築を促し、サービスの進化及び拡充を実現する基盤となります。

近年、生成AIや大規模言語モデル（LLM）の急速な普及に伴い、産業界全体でAI導入が進展し、それを支える演算リソースへの需要は飛躍的に拡大しております。しかしながら、高度なAI活用に必要な計算環境の供給は世界的に不足しており、日本国内においても、多くの企業や研究機関等において、演算リソースの確保が開発や事業化のボトルネックとなっている状況が見受けられます。

当社は、こうした市場環境を成長の機会と捉え、自社で高性能サーバー資産を保有するとともに、高度な運用ノウハウを持つパートナー企業との協業体制を構築しております。設備投資と外部の専門知見を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制により、市場需要に即応した拡張性の高い事業モデルを実現して参ります。

事業開始の初期段階においては、当社が保有する高性能サーバーによるAI演算リソースを、AIスタートアップ、研究機関、医療機関、金融機関、及びエンタープライズ企業等を対象に提供するコロケーションサービス、又は当社が保有しないビジネスモデルでのGPU as a Service（GPUaaS）型での提供による収益化を見込んでおります。

当社が、法人顧客等からの大容量かつ継続的な計算資源需要に対し、安定的な供給体制とサービス水準を担保するためには多くの高性能サーバーを確保する必要があります。また、複数顧客へリソースを並行提供し、利用変動リスクを分散させるための「商用稼働用」と常時安定稼働を保証するための「保守・検証用予備機」がインフラ基盤として必要になります。なお、当社の想定する収益につきましては、1セット（50コンピュータユニット）あたり1ユニットの月額単価を250万円、想定稼働率を80%とする標準シナリオを設定し、1セットの商用稼働により年間12億円（月間売上1億円×12ヶ月）の売上を見込んでおります。また、需要低迷等を想定したワーストシナリオ（稼働率50%、月額単価200万円）においても年間6億円の売上を見込み、減価償却費等の固定費を一定程度カバー可能な事業構造としております。一方で、需要が上振れするベストシナリオ（稼働率95%、月額単価280万円）では年間約16億円を見込んでおります。

当社は、AIインフラ事業の拡大に向け、さらに高性能サーバーの導入を進めることといたしました。当該サーバーの選定にあたっては、以下の優位性を評価し採用に至りました。

① AI開発における経済合理性の向上

生成AIやLLMの開発には膨大な計算リソースが必要とされ、コスト負担が課題となっております。導入する高性能サーバーは、従来のGPUベースのインフラと比較して高い処理効率を有しており、開発コストの最適化及び経済的負担の軽減に寄与するものと考えております。

② エネルギー効率の最適化

データセンターの電力消費増大が社会課題となる中、当該サーバーは従来のアーキテクチャと比較してエネルギー効率の高い計算処理を実現しております。これにより、運用コストの抑制とともに、環境負荷の低減にも貢献する持続可能なインフラ提供が可能となります。

③ 高度なセキュリティ技術の実装

AI 開発において機密情報の保護は最優先事項です。当該サーバーは、データを暗号化したまま計算処理を行う「完全準同型暗号 (FHE)」技術の実装に対応しており、金融・医療等の機密性の高いデータを扱う領域においても、高いセキュリティレベルを担保した AI 運用が可能となります。

今後は、演算リソースの提供に加え、パートナー企業との連携によるソリューションサービスの展開も視野に入れております。当社の AI インフラを活用することで、顧客企業の AI 導入・運用を支援し、国内における AI 活用の裾野拡大に貢献するとともに、自治体等との連携を通じて地域課題の解決やデジタル社会の基盤構築にも寄与して参ります。

また、AI インフラ事業を通じて獲得した知見やリソースを活用し、当社の祖業であるソフトウェアダウンロード販売事業を進化させ、AI 時代における新たな市場ポジションの確立を目指します。

祖業であるソフトウェアダウンロード販売事業は、長年にわたり当社の事業基盤を支えて参りました。「Vector」ブランドが築き上げてきた信頼、11.5 万本に及ぶソフトウェアライブラリ、そしてクリエイター（開発者）とのネットワークは、他社が容易に模倣できない重要な無形資産です。これらの資産を AI 時代のニーズに合わせて再定義し、新たなビジネスモデルの基盤として活用いたします。

当社のターゲットとする AIGC (AI 生成コンテンツ) 市場※は、企業の DX 推進や AI 技術の進化により急速な拡大が見込まれており、2032 年には 1.3 兆ドル規模へ成長すると予測されております。

※AIGC 市場について

- ・Bloomberg Intelligence 市場調査レポート (2023 年 6 月) : CAGR (年平均成長率) 42%で成長し、AI 技術の民主化により多様な産業でデジタルコンテンツ需要が急増すると予測。
- ・IDC Japan (2025 年 5 月発表)・日本国内の IDC Japan (2025 年 5 月発表) : 日本国内の AI システム市場は、2024 年の 1 兆 3,412 億円から 2029 年には 4 兆 1,873 億円 (CAGR 25.6%) へ拡大すると予測。
- ・IMARC Group (2025 年 9 月発表) : 日本の生成 AI 市場規模は、2033 年までに 36 億 9,750 万米ドルへ成長 (CAGR 17.50%) すると予測。

一方で、AIGC 市場の拡大に伴い「権利関係の不透明さ (著作権リスク)」や「AI 人材の不足」といった課題が顕在化しております。特に企業利用においては、コンテンツの真正性証明 (C2PA (Coalition for Content Provenance and Authenticity) 等への準拠) や、コンプライアンスを遵守したデータ利用が求められており、安全な AI 活用環境の整備が急務となっております。

当社は、上場企業としての「社会的信用」、長年の「Vector」ブランドの運営実績、豊富な「ソフトウェア資産・決済ノウハウ」、及び AI インフラ事業が有する「セキュリティ技術 (FHE 等)」を統合し、AI 技術者と企業をつなぐプラットフォーム「Vector Creators Market (ベクター・クリエイターズ・マーケット)」(以下、「本プラットフォーム」といいます。)の創出を目指します。ここでは、信頼性(権利保護技術の実装)と利便性を両立させ、安心して AI を活用できるエコシステムを構築いたします。

「Vector Creators Market」の中核となる「AI ラボ」構想では、クリエイターに対し、高性能 AI サーバーへのアクセス環境や最新 AI モデル、学習環境を提供することを想定しております。また、作成さ

れたコンテンツに対して来歴証明等の権利保護技術（MCP プロトコル等）を適用することで、技術的な付加価値を提供し、プラットフォームの利用促進を図ります。

本プラットフォームでは、クリエイターに対しては創作活動の支援やスキルアップ、収益化の機会を提供し、法人顧客に対しては権利関係がクリアなコンテンツの調達や実務能力を評価された高品質な AI 人材のマッチング機会を提供することを計画しております。

当社の事業戦略の核は、「AI インフラ（技術基盤）」と「クリエイターエコノミー（人材・コンテンツ・販売）」の垂直統合にあります。インフラ提供を通じて創作活動を活性化させ、そこで蓄積されたデータやノウハウが人材マッチングの精度向上やコンテンツの信頼性担保につながるという、相互に価値を高め合う循環（フライホイール）の構築を目指します。

収益モデルとしては、AI 人材のマッチングによる手数料、B2B（Business to Business）向け研修プログラムの提供、AI インフラ利用料、及びデジタルコンテンツ取引の手数料等を想定しております。

「Vector Creators Market」は、セキュリティと権利保護を重視した設計により、コンプライアンス要件の厳しいエンタープライズ企業等の B2B ニーズを取り込みます。「技術」と「信頼」を競争力の源泉として独自の市場地位を確立し、将来的には VR（仮想現実）/AR（拡張現実）領域やグローバル市場への展開も見据えております。

今後、「Vector Creators Market」の構築に向けて、AI インフラ事業との連携を強化しつつ、権利保護技術の実装やマッチングアルゴリズムの開発を進め、また、事業推進に必要な専門人材の採用や外部パートナーとの連携を強化し、確実な実行体制を整備して参ります。

併せて、既存の ICT 事業についても「選択と集中」を進めます。電子契約サービス「ベクターサイン」は、AI やブロックチェーン技術を活用し、中小企業の課題解決に特化したサービスへの進化を図ります。一方、「Quick Point」事業につきましては、市場環境や収益性を総合的に勘案し、2025 年度をもって事業活動を終了し、経営資源を AI インフラ及び Creators Market 等の成長領域へ再配分することといたしました。

当社は、ICT 社会の基盤を支える総合 AI インフラ企業への転換を図り、持続的な成長と企業価値の向上、そして安全で豊かなデジタル社会の実現に貢献して参ります。

（４）各資金使途の詳細

①AI インフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金

AI インフラ事業における高性能サーバー等の運用・保守管理費用に 69 百万円並びに「Vector Creators Market」事業における AI システム開発及び AI 人材マッチング等で協業するパートナー企業に対する業務委託費 80 百万円、当社内において専門知識を有する人材確保のための人件費 107 百万円、演算環境及び AI 人材を求めている企業・団体・研究機関等への広報及び営業活動費等 66 百万円を拠出すること目的とし、総合 AI インフラ事業に係る事業資金として 322 百万円を調達することといたしました。

②高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK 等費用

当社が総合 AI インフラ事業を進めるために必要な高性能サーバーを追加導入すべく、概算費用として高性能サーバー本体 2 台（1 セット）購入費 182 百万円、周辺機器及びネットワーク設備費用 7 百万円、設置費用 2 百万円、アプリケーション・SDK 等費用 62 百万円等、サーバー 2 台（1 セット）当たりにかかる費用総額 253 百万円を複数台導入することを目的とし、高性能サーバー及び周辺機器の

購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK 等費用として 3,450 百万円を調達することといたしました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した事業への投資等の実行を予定しております。当社は、かかる事業資金による投資等によって、当社の事業領域である ICT 事業における総合 AI インフラ事業を展開することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日（2026年2月19日）の東京証券取引所における普通取引の終値 146 円と同額を基準とし、1株 132 円（ディスカウント率 9.59%）といたしました。発行価額の決定については、割当予定先から当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し一定程度のディスカウントの要望があり、割当予定先と協議いたしました。早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「3. (2) 調達する資金の使途」に記載の資金が必要不可欠であり、当社からは有利発行とならないような発行価額についての説明を行う等交渉を進めた結果、割当予定先の発行価額のディスカウントに対する要望を日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づく範囲内で受け入れたものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均 134.36 円に対する乖離率は 1.76% 下方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均 131.02 円に対する乖離率は 0.75% 上方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均 130.20 円に対する乖離率は 1.38% 上方となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額の基準値として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、以上のことから、当社監査役全員より、上記発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であるところ、当該終値は、現在の当社企業価値を最も適正に反映したもので

あると解することが可能であるとともに、発行価額について、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案していること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に 0.9 を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、かかる算定根拠には合理性があることから、特に有利な発行価額には該当しないとする当社取締役会の判断は相当であるとして、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

【本新株予約権】

当社は、本新株予約権の発行要項及び引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス社」といいます。）に依頼しました。プルータス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（146 円）、行使価額（146 円）、配当率（0%）、権利行使期間（3年）、無リスク利率（1.37%）、株価変動性（67.65%）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提（当社は、基本的には割当予定先の権利行使を待つものとする。割当予定先は、株価水準に留意しながら株価が行使価額を上回っている場合は、新株予約権の行使を進めるものとする。算定においては同時に発行を予定している株式から売却を行い、株式の売却が完了した後に新株予約権の行使を行うものとする。但し、1度に行う権利行使の数は、1回あたり 400 個とし、権利行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。）を置いて評価を実施し、本新株予約権 1 個当たりの評価結果は 74 円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先と協議し、交渉を進めた結果、1 個当たりの発行価額は当該第三者算定機関の算定結果と同額である 74 円と決定しました。なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、プルータス社の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 2 月 19 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 146 円といたしました。

行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 134.36 円に対する乖離率は 1.76% 下方、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 131.02 円に対する乖離率は 0.75% 上方、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 130.20 円に対する乖離率は 1.38% 上方となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額の算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられ、当該第三者機関による本新株予約権の評価単価の算定方法及び結果を記載した評価報告書において適用された基礎数値、当事者の行動及び評価ロジック並びにその他の採用数値はそれぞれ合理的ないしは適切であることから、当該評価報告書に記載された本新株予約権の評価単価と同額である本新

株予約権発行価額は、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は 2,633,300 株（議決権数は 26,333 個）であり、2026 年 2 月 20 日現在の当社発行済株式総数 25,851,100 株に対し 10.19%（2026 年 2 月 20 日現在の当社議決権個数 257,209 個に対しては 10.24%）、本新株予約権の行使による発行株式数は 23,699,700 株（議決権数 236,997 個）であり、2026 年 2 月 20 日現在の当社発行済株式総数 25,851,100 株に対し 91.68%（2026 年 2 月 20 日現在の当社議決権個数 257,209 個に対しては 92.14%）です。これらから、本資金調達による希薄化の割合の合計は 101.86%（2026 年 2 月 20 日現在の当社議決権個数 257,209 個に対しては 102.38%）となります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。さらに、本新株式及び本新株予約権行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もあり得ること、更には、当社の株式流動性は、過去 2 年間における 1 日の平均売買出来高が約 43 万株と必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

もともと、前述の「2. 募集の目的及び理由 (I) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）（本資金調達方法のメリット）②資金調達の柔軟性」に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の与信が向上し、金融機関等から低利の融資による調達が可能となる等、より有利な条件での資金調達手段が見つかる等した場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株式の発行価額は 1 株当たり 132 円、本新株予約権の行使価額は 1 株当たり 146 円であり、これらは 2025 年 3 月期末の 1 株当たり純資産額 11.91 円を上回っております。よって、市場株価が安定して推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が增强され、1 株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、2023 年 3 月期は△31.01 円、2024 年 3 月期は△50.06 円、2025 年 3 月期は△39.27 円と安定的な収益計上が出来ておりません。調達した資金を「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」記載のとおり活用し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たし、かつ、継続させることにより、1 株当たり当期純利益の改善を経常化させることが可能であると考えております。

なお、本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から独立した者として、当社社外監査役である杉浦亮次氏（税理士）、中村信雄氏（弁護士）、柿本耕市郎氏（公認会計士）及び鈴木敏氏の 4 名によって構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、当社の監査役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はありません。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するも

のと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①中村氏

(1) 氏名	中村 哲也
(2) 住所	東京都文京区
(3) 職業の内容	会社役員
(4) 上場会社と当該個人との関係	該当事項はありません。

※当社は、中村氏から反社会的勢力との関係がない旨の誓約書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関（リスクプロ株式会社 東京都千代田区九段南二丁目3番14号 代表取締役 小坂橋仁）に調査を依頼し、中村氏及び中村氏が会長を務める医療法人及び当該法人の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がない旨の調査報告書で確認している等、中村氏の関係者において反社会的勢力との関係がないことが確認できており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

②CFE

(1) 名称	Cantor Fitzgerald Europe
(2) 所在地	5,Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5 HU
(3) 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland
(4) 事業内容	証券業
(5) 資本金	81.2 百万米ドル (12,568.948 百万円) (2024 年 12 月 31 日現在)
(6) 設立年月日	1990 年 5 月 24 日
(7) 発行済株式数	49,453,823 株
(8) 決算期	12 月
(9) 従業員数	6 名 (2024 年 12 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	法人
(11) 主要取引銀行	—
(12) 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。

取 引 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：千米ドル 特記しているものを除く。)		
決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純 流 動 資 産	112,464	102,396	87,246
流 動 資 産	956,436	944,491	928,664
1 株 当 たり 流 動 純 資 産 (米 ド ル)	1.72	1.57	1.76
売 上 高	109,298	74,869	108,777
営 業 利 益	20,242	8,319	19,105
経 常 利 益	12,641	△3,333	8,818
当 期 純 利 益	11,875	△3,308	5,967
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (米 ド ル)	0.18	△0.05	0.12
1 株 当 たり 配 当 金 (米ドル)	—	—	—

※・割当予定先の概要欄は、特記している場合を除き、本日現在におけるものです。

- ・金額は便宜上、2026年2月19日現在の外国為替相場の中値である1米ドル=154.79円(株式会社三菱UFJ銀行公示中値)換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。
- ・CFEは、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。CFEは英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority、以下、「FCA」といいます。)の認可及び規制を受けており、英国において、FCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、CFEの関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社(所在地：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂 Biz タワー38階、代表者：村田光央、以下、「CF証券」といいます。)が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、CFE及び当該会社の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しており、CFEの関係者において反社会的勢力との関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当社独自による事業資金が必要となってくることから、当該必要資金の引受先となる投資会社及び投資家等を模索しております。

そのような中、当社は、従前から当社の事業アドバイザーである ITI 社との間で、当社の現状及び今後の ICT 事業の強化方針について協議を行ってまいりましたが、事業を推進するための資金を提供して頂ける投資会社又は投資家等の紹介を依頼したところ、引受見込先として中村氏及び CF 証券の紹介を受けました。

中村氏は、関東・東北・北海道・ハワイにおいて 136 の施設の運営をしている東京都に本拠を置く医療法人の会長を務める資産家であり、現在も社会貢献に関わる事業や企業に投資を行っており、今回、AI 関連事業の積極的な展開を計画している上場会社に対する投資として、第三者割当増資の引受けも十分に検討できるとのことでした。そこで、2025 年 10 月に ITI 社の代表取締役である水野氏の紹介で、当社取締役の松本一郎が中村氏と面談を行い、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の今後の事業戦略として、当社の ICT 事業における AI インフラ事業及び「Vector Creators Market」事業の計画及び展望について説明したところ、当社の ICT 事業における総合インフラ事業を推進することによる社会貢献及び当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂いたこと、また、中村氏の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、中村氏を本資金調達割当予定先に選定いたしました。なお、中村氏からは、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、一定程度（10%を上限）のディスカウントでの発行価額であれば新株式による引受けは可能である旨の説明があったことから、本資金調達のうち本新株式の割当予定先といたしました。

また、紹介頂いた CF 証券の母体となる Cantor Fitzgerald グループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を持つグローバル金融サービスグループであり、7,000 社以上の機関投資家とのネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門においては、AI 市場を最注力分野の一つとしているとのことでした。そこで、2025 年 10 月に ITI 社の代表取締役である水野氏の紹介で、当社取締役の松本一郎が CF 証券と面談を行い、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の今後の事業戦略として、当社の ICT 事業における AI インフラ事業及び「Vector Creators Market」事業の計画及び展望について説明したところ、当社の ICT 事業における総合インフラ事業を推進することによる当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂き、Cantor Fitzgerald グループの英国拠点である CFE を斡旋して頂けることとなりました。また、CFE の資金運用及び投資先への関与方針について CF 証券を通じて伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、CFE を本資金調達のうち本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。なお、CFE からは、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、行使価額は発行決議日の前営業日終値と同値で新株予約権のみによる引受けであれば可能である旨の説明があり、当社といたしましても、グローバル市場において広範なネットワークを有し、AI 市場における深い知見を有する Cantor Fitzgerald グループに属する CFE を選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながる判断から、CFE の提案を受入れることといたしました。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先である中村氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を中村氏から当社取締役の松本一郎が口頭での聴取により確認しており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、本新株式の発行により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺ってお

ります。

また、当社は、中村氏より、払込期日より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに関する確約書を徴取する予定です。

割当予定先であるCFEとは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、純投資であり、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、CFE又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの説明をCF証券から受けております。

CFEは、本新株予約権自体について、行使するまでは転売等の予定はありませんが、仮に譲渡する場合には当社取締役会で承認が必要となります。当社は、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が同社との間で締結する本新株予約権の引受契約に係る権利・義務について、譲渡に取締役会の承認が必要であるという制限を含め、譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、中村氏からは、2026年1月27日現在の銀行預金残高証明を取得し、本新株式の発行に係る払込みに必要十分な預金残高があることを確認しており、割当予定先の資力は問題ないと判断しております。

また、CFEにつきましては、当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCFEの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使資金に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断しております。なお、CFEのより直近の財産の状況を確認できる資料は受領していませんが、CFEは英国のFCAの認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、本日現在においても、CFEの流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識をしておりません。加えて、CFEの属するCantor Fitzgeraldグループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.が米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）に報告を行っているErnst & Youngによる監査済財務内容に基づき、2024年12月31日時点で4,532.8百万米ドルの金融資産を有していることを確認しております。また、CFEは、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、CF証券を通じて受けております。したがって、当社としては、割当予定先がグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上述の口頭での報告結果で十分であると判断しております。

以上により、当社は本新株式及び本新株予約権の引受について払込資金に問題ないことに加え、本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員並びに役員関係者は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2026年2月20日現在）	
QUETTA合同会社	22.45%
株式会社T'sInternational	15.86%
株式会社エスポワール日本橋	7.74%
GMOクリック証券株式会社	5.33%
株式会社SBI証券	4.83%
楽天証券株式会社	2.54%
株式会社YUKEN CREATION	2.38%
三菱UFJスマート証券株式会社	1.87%
佐野敦彦.	1.59%
Marici合同会社	1.16%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2025年9月30日時点の株主名簿及びそれ以降の当社第12回新株予約権の行使状況をもとに算出した数値を基準としております。

3. 上記のほか、自己株式127,200株があります。

4. 本新株式の発行及び本新株予約権については、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。

8. 今後の見通し

本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により増加する議決権の数は263,330個であり、2026年2月20日現在の発行済株式に係る議決権の総数である257,209個の102.38%となり、希薄

化率が 25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に規定される、「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会などによる株主の意思確認」を行う必要があります。

そこで当社は、本資金調達が既存株主様に対して大規模な希薄化を生じさせることに鑑み、本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性と相当性について調査の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱し、以下の内容の意見書を 2026 年 2 月 20 日に入手しております。

(意見の概要)

1 結論

本第三者割当増資には必要性が認められ、その発行価額、発行方法及び割当予定先の選定等はいずれも相当であると認められる。

2 必要性について

貴社は、主力事業である ICT 事業に経営資源を集中し注力することとし、2025 年 5 月 30 日付「第三者割当による新株式及び第 12 回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しているとおり、その新株式及び第 12 回新株予約権の発行により得た調達資金を活用して、貴社の電子契約サービス「ベクターサイン」及び PayPay ポイントのポイントモール「QuickPoint」の各サービスにおける契約社数及び会員数の拡大、ダウンロードによるソフトウェア販売の各種セールによる販売の強化を実施してきた。また、新たな取組みとして、先進的な AI 演算に対応可能な高性能サーバーを導入し、サーバーを自社で資産として保有しつつ、高度なノウハウを持つパートナー企業との協業による運用・管理を行い、設備投資と外部環境を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制という拡張性の高い事業モデルを実現することを目的として「AI インフラ事業」に本格的に参入する準備を進めてきた。なお、当該新株式による調達資金について、広告費及び販売促進費 11 百万円、高性能サーバーの購入資金 132 百万円、借入金の返済資金 100 百万円、運転資金 123 百万円、AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金 104 百万円として活用しているとのことである。

また、当該第 12 回新株予約権について、37,600 個 (3,760,000 株) のうち 20,441 個 (2,044,100 株) が行使され、払込金 271 百万円のうち、一部を AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金として活用しているとのことである。

しかしながら、「ベクターサイン」及び「QuickPoint」の広告費及び販売促進費等、各々費用対効果を検証するために当初の予定より抛出額を抑えたことから、想定した売上及び利益が計画通りに進まなかったこと、及び「AI インフラ事業」の一つである高性能サーバーのレンタル事業におけるサービス開始について、十分なサーバーのテスト期間を設ける必要があることから、サービス開始時期を来期以降 (2026 年 4 月からのサービス開始を目的) とすることが望ましいと判断しており、2026 年 3 月期中間期の業績では、売上高 46 百万円 (前中間期比 16.4%減)、営業損失 272 百万円 (前中間期は 334 百万円の営業損失)、経常損失 305 百万円 (前中間期は 333 百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失 301 百万円 (前中間期は 331 百万円の中間純損失)、また、2026 年 3 月期第 3 四半期の業績においても、売上高 69 百万円 (前第 3 四半期比 38.5%減)、営業損失 422 百万円 (前第 3 四半期は 443 百万円の営業損失)、経常損失 452 百万円 (前第 3 四半期は 437 百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失 448 百万円 (前第 3 四半期は 436 百万円の四半期純損失)

を計上する等、未だ継続的かつ十分な安定収益を確保するまでには至っていないと判断したことから、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、会社の経営基盤は厳しい状況が続いていると認められる。

当該疑義を解消するため、貴社は、ICT 事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金を確保することが喫緊の課題と認識しており、新たな投資により展開される事業により収益を獲得する必要性が生じている。

そこで、貴社においては、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいことも鑑み、ICT 事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行うための事業資金を投資会社及び投資家等からの調達により確保する必要性が高いと認められる。

以上に照らせば、本第三者割当増資は、ICT 事業の各事業部門の将来性及び方向性を十分に検証し、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金を確保することでビジネスモデルの再構築を行うことが可能となると考えられる。そして、AI インフラ事業及び「Vector Creators Market」事業に係る事業資金並びに高性能サーバー及び周辺機器の購入資金並びにサーバー設置及びアプリケーション・SDK 等費用への支出はいずれも本プラットフォームの構築に向けた資金使途であり、ビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金を確保するという目的に適うものであると考えられる。これらの資金使途に支出をすることでビジネスモデルの再構築を行うことで継続的かつ安定的な収益を獲得することにつながり、ひいては早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現することが可能となると考えられることから、貴社にとって必要であると認められる。

3 相当性について

(1) 発行条件の相当性

ア 本新株式の発行価額

本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日である 2026 年 2 月 19 日の貴社株式の終値 146 円を基準とし、当該金額に対して 9.59%のディスカウントをした価格である 132 円とすることが予定されている。

貴社の業績動向、財務状況、株価動向等を踏まえれば、これらを最も適正に反映していると考えられる直近の市場株価を参考とすることに不合理な点はなく、ディスカウント率についても、上記のようにビジネスモデルの再構築を行い、強化・拡大するための事業資金が必要不可欠な状況において、割当予定先との間で協議・交渉を重ねたうえで決定されていることなどを踏まえると、9.59%のディスカウント率は不合理とはいえない。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる」としており、一般的にかかる指針の範囲内の発行価額であれば、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の貴社株式の終値に 0.9 を乗じた金額以上の金額であり、上記指針に準拠している。

以上の事情に照らせば、本新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、相当である。

イ 本新株予約権の発行価額

貴社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者算定機関であるプルータス社に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼した。プルータス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社の株価(146円)、行使価額(146円)、配当率(0%)、権利行使期間(3年)、無リスク利率(1.37%)、株価変動性(67.65%)並びに貴社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個あたりの評価結果を74円と算定している。

当該算定結果は、貴社から独立した第三者算定機関であるプルータス社が、公正な評価額に一定の影響を及ぼす可能性のある前提条件を考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定していることから、プルータス社による算定結果は本新株予約権の合理的な公正価値と考えられる。

本新株予約権の発行価額74円は、プルータス社の算定結果を参考として、割当予定先との間で協議・交渉を重ねたうえで決定されたものであり、プルータス社が算定した公正価値と同額である。

以上の事情に照らせば、本新株予約権の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、相当である。

(2) 発行方法の相当性(他の資金調達手段との比較)

貴社は、ICT事業におけるビジネスモデルの再構築による新たな収益基盤を確保するために必要な事業資金を確保するために、本第三者割当増資により資金調達を行うことを予定している。

以下の点からすれば、貴社が、資金調達の方法として本第三者割当増資を選択することは、相当である。

ア 金融機関からの借入れ

貴社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、新規融資を受けることは困難と考えられる。

イ 公募増資

現在の貴社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと考えられる。

ウ ライツ・オフERING

コミットメント型ライツ・オフERINGについては、現時点において貴社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社を見出すことは困難と考えられる。

また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、貴社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

エ 非上場型の新株予約権の株主無償割当

既存株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の貴社の業績を鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難と考えられる。

オ 有償株主割当増資

直近の貴社の業績を鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困

難と考えられる。

カ 第三者割当による全量新株式の発行

一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合に比較して大きいと考えられる。

キ 第三者割当による全量新株予約権の発行

貴社の株価の推移等によっては行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明である。当面の資金需要については、新株式発行によって調達する必要がある。

ク MSワラント又はMSCB

株価に連動して行使（転換）価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）や転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）は、将来的な市場株価の変動によって行使（転換）価額が修正されるところ、行使（転換）価額の下方修正がなされた場合には、MS ワラントにおいては当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、MSCB においては株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがある。

ケ 本第三者割当増資（第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行）

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることによって、本新株式の発行により当面の資金需要に対応して貴社の財務基盤を安定させ、企業価値を向上させるための事業展開を行うことができること、同時に発行される本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こるが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えられる。

また、本第三者割当増資の検討にあたり、具体的に貴社が本新株式及び本新株予約権の割当予定先に求めた点として、①貴社の経営方針及び貴社が行う事業に賛同頂けること、②環境や状況の変化に応じて貴社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等があるところ、割当予定先との協議の結果、これらの貴社の要望を受け入れた上で本第三者割当増資に応じることが可能であるとの回答が得られている。結果として、本第三者割当増資は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れていると考えられる。

（ア）株式希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされている。また、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、MSCB のように当初の予定よりも発行される株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はない。これらにより、既存株主の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えられる。

（イ）資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降いつでも、貴社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から貴社が取得することが可能となっている。これにより、貴社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となる。

以上より、資金調達方法に関しては、現時点において、本第三者割当増資の方法によることが相当と考える。そして、本第三者割当増資により、貴社株式には一定の希薄化が生ずるものの、増資の必要性、並びにこれが貴社の中長期的な企業価値の向上及びこれを通じた既存株主の利益に資すること等を踏まえれば、かかる希薄化の規模は合理的な範囲のものと判断する。

(3) 割当先の相当性

貴社は、企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、貴社の主力事業である ICT 事業を強化・拡大することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤が改善するという貴社の将来的な展望を理解頂き、貴社に賛同頂ける割当予定先を模索していた。そのような中、従前から貴社の事業アドバイザーである ITI 社との間で、貴社の現状及び今後の ICT 事業の強化方針について協議を行っており、事業を推進するための資金を提供して頂ける投資会社又は投資家等の紹介を依頼したところ、引受見込先として中村氏及び CF 証券の紹介を受けた。中村氏は、貴社の事業戦略及び資金ニーズに理解、賛同頂いているうえ、また、中村氏の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、関与方針について純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受け、貴社のニーズにも合っていることから資金調達の割当予定先に選定するに至っている。また、CF 証券の母体となる Cantor Fitzgerald グループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を持つグローバル金融サービスグループであり、7,000 社以上の機関投資家とのネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門においては、AI 市場を最注力分野の一つとしているとのことである。CF 証券を通じて CFE を斡旋いただき、貴社の今後の事業戦略として、貴社の ICT 事業における AI インフラ事業及び「Vector Creators Market」事業の計画及び展望について説明したところ、理解、賛同頂き、関与方針について純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受け、貴社のニーズにも合っていることに加え、グローバル市場において広範なネットワークを有し、AI 市場における深い知見を有する Cantor Fitzgerald グループに属する CFE を選定することで、グローバル市場における貴社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるとの判断から資金調達の割当予定先に選定するに至っている。

中村氏からは、2026 年 1 月 27 日現在の銀行預金残高証明を取得し、本新株式の発行に係る払込みに必要十分な預金残高があることを確認しており、中村氏の資力は問題ないと判断しているとのことである。また、CFE については、貴社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている CFE の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young による監査済財務書類を確認しており、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使資金に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断しているとのことである。

さらに、貴社は、中村氏が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関に調査を依頼し、調査報告書を受領し、中村氏において反社会的勢力との関係がないことを確認している。また、CFE は FCA の認可及び規制を受けており、英国において、FCA 監督のもと、2000 年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しており、日本においては、CF 証券が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けていることから、CFE 及び CFE の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断している

のことである。

以上より、割当予定先として中村氏及びCFEを選定することは相当であると認められる。

以上により、「本第三者割当増資には必要性が認められ、その発行価額、発行方法及び割当先の選定等はいずれも相当であると認められる」との意見書を受領しております。

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、上記意見書の内容を踏まえ、本資金調達の実行性及び相当性について慎重に協議し、出席監査役を含め、企業価値及び株主価値の向上に資するとの意見の一致が得られたことから、本資金調達について決議を行ったものであります。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高（千円）	246,164	158,782	162,103
営業利益（千円）	△354,345	△763,804	△574,044
経常利益（千円）	△362,136	△815,820	△566,249
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△435,868	△894,973	△779,822
1株当たり当期純利益額（円）	△31.01	△50.06	△39.27
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	39.49	47.97	11.91

(注) 1. 「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、千円未満は切り捨てております。なお、当社は2024年3月期より連結財務諸表を作成しているため、2023年3月期の数値については、個別経営成績を記載しております。

2. △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年2月20日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	25,851,100株	100%
現時点における潜在株式数	1,715,900株	6.64%

(3) 最近の株価の状況（単位：円）

①最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	320	242	143
高 値	393	422	163
安 値	208	115	70
終 値	242	138	87

②最近6か月の状況

	2025年 9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月
始 値	152	135	123	142	130	132
高 値	167	135	171	183	138	155
安 値	123	115	114	117	125	131
終 値	133	123	143	128	131	146

(注) 2026年2月の株価については、2026年2月19日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2026年2月19日
始 値	155
高 値	155
安 値	143
終 値	146

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2024年4月30日
調達資金の額	96,000,000円
発行価額	1株につき120円
募集時における発行済株式総数	19,247,000株
当該募集による発行株式数	800,000株
募集後における発行済株式総数	20,047,000株
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd. 800,000株
発行時における当初の資金用途	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金 90百万円
発行時における支出予定時期	2024年5月(90百万円)
現時点における充当状況	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金として90百万円を全額充当しております。

・第三者割当の方法による新株予約権発行(第11回新株予約権)

払込期日	2024年4月30日
調達資金の額	447,885,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額: 3,885,000円 新株予約権行使による調達額: 444,000,000円
発行価額	総額3,885,000円(新株予約権1個につき105円)
募集時における発行済株式数	19,247,000株
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd. 37,000個
当該募集による潜在株式数	3,700,000株

現時点における行使状況	0株
発行時における当初の資金使途	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金 418百万円
発行時における支出予定時期	2024年5月～2026年4月（418百万円）
現時点における充当状況	新株予約権が未行使のため、全額未充当です。

なお、2025年5月15日付「第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第11回新株予約権は2025年5月16日をもって消滅しております

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2025年6月16日
調達資金の額	500,080,000円
発行価額	1株につき133円
募集時における発行済株式総数	20,047,000株
当該募集による発行株式数	3,760,000株
募集後における発行済株式総数	23,807,000株
割当先	QUETTA 合同会社 3,760,000株
発行時における当初の資金使途	① 広告費及び販売促進費 115百万円 ② 高性能サーバーの購入資金 132百万円 ③ 借入金返済資金 100百万円 ④ 運転資金 123百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年7月～2026年1月（115百万円） ② 2025年9月（132百万円） ③ 2025年6月（100百万円） ④ 2025年7月～2025年12月（123百万円）
現時点における充当状況	2025年10月24日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、調達資金を拠出していくにあたり、既存事業である「ベクターサイン」及び「QuickPoint」の広告費及び販売促進費について、各々費用対効果を確認するために当初の予定より拠出額を抑えながら当該費用対効果を検証することで、その結果を踏まえて拠出額を調整し、広告費及び販売促進費を抑えました。また、AIインフラ事業はICT社会の基盤を支える事業であり、当社の社会的役割を果たすとともに社会的意義を生み出すものとして、当社の将来を担う最重要な事業と位置づけ、さらに、当該事業を推進することによる派生効果として、既存事業において提供する各サービスの多様化及び品質の向上等も期待できることから、高性能サーバー及び周辺機器の購入費、運用・保守管理に必要なシステム設計及び稼働環境確保のために協業するパートナー企業に対する業務委託費、専門知識を有する人材 確保のための人件費、国内外において演算環境を求めている企業及び研究機関等への広報

	<p>活動費等の AI インフラ事業に係る事業資金、及び既存事業である当社の IT プラットフォームを活用したサービスの強化及び多様化に必要なシステムのリニューアル費用、契約社数の増加及びユーザーの獲得・活性化を図ることを目的とした広告費及び販売促進費、事業活動に必要な運転資金等の事業資金について、それぞれの進捗状況に応じて必要な時期及び必要な資金を検証しつつタイムリーに拠出することとし、資金使途に⑤AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金を追加することで、資金の使途を一部変更いたしました。発行時における当初の資金使途及び⑤AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金への充当状況は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>① 広告費及び販売促進費として 115 百万円のうち 11 百万円を充当しております。</p> <p>② 高性能サーバーの購入資金として全額充当しております。</p> <p>③ 借入金の返済資金として全額充当しております。</p> <p>④ 運転資金として全額充当しております。</p> <p>⑤ 広告費及び販売促進費 115 百万円のうち 104 百万円を使途変更し、AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金として全額充当しております。</p>
--	---

・ 第三者割当の方法による新株予約権発行（第 12 回新株予約権）

払込期日	2025 年 6 月 16 日
調達資金の額	506,434,400 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：6,354,400 円 新株予約権行使による調達額：500,080,000 円
発行価額	総額 6,354,400 円（新株予約権 1 個につき 169 円）
募集時における発行済株式数	20,047,000 株
割当先	QUETTA 合同会社 37,600 個
当該募集による潜在株式数	3,760,000 株
現時点における行使状況	2,044,100 株
発行時における当初の資金使途	① 広告費及び販売促進費 273 百万円 ② 高性能サーバーの購入資金 198 百万円
発行時における支出予定時期	① 2026 年 1 月～2027 年 4 月（273 百万円） ② 2025 年 10 月～2027 年 6 月（198 百万円）
現時点における充当状況	<p>上述しました理由により、以下のとおり資金の使途を①AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金に変更いたしました。これに対する充当状況は以下のとおりです。</p> <p>① 広告費及び販売促進費 273 百万円及び高性能サーバーの購入</p>

	資金 198 百万円の合計 471 百万円を用途変更し、AI インフラ事業及び既存事業に係る事業資金（2025 年 12 月～2026 年 11 月）とし、2025 年 12 月末までに 28 百万円を充当しております。
--	--

11. 発行要項

発行要項を別紙添付しております。

募集株式（第三者割当て）

発行要項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
2,633,300 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 132 円
4. 払込金額の総額
347,595,600 円
5. 出資の方法
金銭を出資の目的とする。
6. 申込期日
2026 年 3 月 9 日
7. 払込期日
2026 年 3 月 9 日
8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、173,797,800 円（1 株につき 66 円）とし、増加する資本準備金の額は
173,797,800 円（1 株につき 66 円）とする。
9. 募集又は割当方法
第三者割当の方法による。
10. 割当先及び割当株式数
中村哲也 2,633,300 株
11. 払込取扱場所
株式会社三菱 UFJ 銀行 新宿西支店
12. その他
 - ①本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続き（金融商品取引法による届出の効力発生を含む。）が完了していることを条件とする。
 - ②その他本株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社ベクターホールディングス第 14 回新株予約権（第三者割当て）

発 行 要 項

1. 新株予約権の名称
株式会社ベクターホールディングス第 14 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
17,537,778 円
3. 申込期日
2026 年 3 月 9 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 3 月 9 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法による。
6. 割当先及び割当個数
Cantor Fitzgerald Europe 236,997 個（潜在株式数 23,699,700 株）
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 23,699,700 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第（2）号及び第（3）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 10 項第（2）号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権の総数
236,997 個
9. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
74 円
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株

式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、146円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交付} & \times & \text{1株あたりの} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & \hline & & & & & \text{1株あたりの時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & \\ & & & & \hline & & & & & \text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第（２）号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第（２）号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(４) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(５) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(６) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合に

は、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年3月9日から2029年3月8日（但し、2029年3月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日の翌日以降、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、書面による通知を当該取得日の1ヶ月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限る。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行す

る場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 12 項乃至第 15 項、第 17 項及び第 18 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社ベクターホールディングス 広報・IR 室

22. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 新宿西支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 74 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、本新株予約権と併せて当社取締役会にお

いて決議された第三者割当による募集株式発行に係る1株当たりの払込金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上